

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 22 年 11 月 17 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

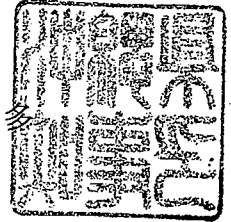
議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、異議ありません。

総人第1030号
平成22年11月2日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井眞弘



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

期末手当の支給割合を引下げ改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、教育長、特別職の知事等及び特別職の秘書についても期末手当の支給割合を引下げ改定するため、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉

12月に支給される教育長の期末手当の支給割合を引き下げる。(第4条関係)

(2) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。〈第2条〉

教育長の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第4条関係)

(3) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。〈第3条〉

12月に支給される知事等の期末手当の支給割合を引き下げる。(第7条関係)

(4) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。〈第4条〉

知事等の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第7条関係)

(5) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。<第5条>

12月に支給される特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き下げる。(第4条関係)

(6) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。<第6条>

特別職の秘書の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第4条関係)

(7) この条例中(1)、(3)及び(5)については公布の日から、(2)、(4)及び(6)については平成23年4月1日から施行する。<附則>

4 根拠法令

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条
- (2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

乙第 号議案

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の
一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第6条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、その他の規定は平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

期末手当の支給割合を引下げ改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等、教育長及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当及び期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当及び期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

新旧対照表（第2条関係） ※平成23年4月1日施行

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当及び期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当及び期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

平成22年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改定するため、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉

ア 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第27条関係)

イ 12月に支給される勤勉手当の支給割合を引き下げる。(第28条関係)

ウ 医療職給料表(1)を除くすべての給料表を改定し、おおむね40歳台以上の給料月額を引き下げる。(別表第1から別表第6まで関係)

エ 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度を11,700円から8,000円に引き下げる。(第28条の2関係)

オ 行政職給料表6級以上及びこれに相当する職務の級の職員の給与の減額について定める。(附則第10項から第13項まで関係)

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。〈第2条〉

ア 期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第27条関係)

イ 勤勉手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第28条関係)

(3) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

〈第3条〉

- ア 第1号任期付研究員に適用する給料表を改定し、給料月額を引き下げる。(第5条関係)
- イ 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第6条関係)
- (4) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
- <第4条>
- 期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。
- (第6条関係)
- (5) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。<第5条>
- ア 特定任期付職員に適用する給料表を改定し、給料月額を引き下げる。(第7条関係)
- イ 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第10条関係)
- ウ 特定業務等従事任期付職員行政職給料表及び特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)の一部を改定し、給料月額を引き下げる。(別表第1及び別表第3関係)
- (6) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。<第6条>
- 期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。
- (第10条関係)
- (7) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)の一部を次のように改正する。<第7条>
- 平成18年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置の対象職員について、当該経過措置の算定の基礎となる額を引き下げる。(附則第7項関係)
- (8) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。<第8条>
- 行政職給料表6級以上及びこれに相当する職務の級の職員が育児短時間勤務等をする場合において、給与の減額について定める。(附則第5項から第7項まで関係)
- (9) 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。<第9条>
- (1)オの給与の減額及び(7)の算定の基礎となる額の引下げに伴い、減額特例条例による給与の減額の基礎となる額を引き下げる。(第4条から第6条まで関係)
- (10) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるとき

は、その日) から施行する。ただし、(1)エは平成23年1月1日から、(2)、(4)及び(6)は平成23年4月1日から施行する。〈附則第1項〉

(1) 人事委員会規則への委任について定める。〈附則第2項〉

4 根拠法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条、第24条及び第26条

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条

5 関係各課との調整状況

人事委員会、教育庁及び財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第27条の3まで」の次に「及び附則第10項第3号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、「第28条第2項」の次に「及び附則第13項」を加え、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の165」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第10項第3号において同じ。」を加える。

第28条第1項中「この条」の次に「及び附則第10項第4号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第10項第4号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

第28条の2第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

附則に次の4項を加える。

10 次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.2を乗じて得た額

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(義務教育等教員特別手当) 第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) (略) (2) (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3 (略) 4 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当) 第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。次号及び第3項において同じ。） (2) 前号に掲げる校長及び教員との権衡上必要があると認められる高等学校等（学校教育法に規定する公立の高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長及び教員 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>11,700円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者については、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定を準用する。 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>